

2023年1月20日

原子力規制委員会 御中

東京消費者団体連絡センター

高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）に対する 科学的・技術的意見

高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）に反対の立場で意見を述べます。

2012年、福島第一原発事故を踏まえ、原発の利用と規制の分離や安全規制の強化が議論されました。原子力利用の推進は経済産業省、規制は原子力規制委員会が担うことになり、それまで明確な規定がなかった原発の運転期間の上限について、「原則40年、1回に限り、原子力規制委員会が認める場合は20年延長できる」とした原子炉等規制法の改正が与野党合意のもとに成立しました。

しかし、経済産業省は、GX（グリーントランスフォーメーション）の一環として、原発の運転期間の延長を打ち出し、それを受け原子力規制委員会は、2022年10月5日、原発運転期間を原則40年と定めた原子炉等規制法の規定を削除することを容認する意向を示しました。この決定は国民として受け入れがたいものです。

そもそも、原子炉等規制法を改正して運転期間ルールを制定した2012年の国会審議において、当時の担当であった環境大臣の細野豪志氏は、「作動するそれぞれの機器の耐用年数というものも考慮にした中で40年というところの数字を導き出した」「例えば電気製品をとっても、車を見ても、40年前の技術で今そのまま通用するものは、逆に言うとはほとんどない」と説明しています。また、原子炉圧力容器に中性子が当たって劣化することに加え、「システム自体の古さ」も挙げ、「そういったことを考えれば、40年の運転制限制度というのは必要である」としました。高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）は2012年の国会審議と矛盾しています。

原発の開発に関わった技術者は、老朽化した原発の複雑な機器、配管、電気ケーブル、ポンプ、弁などの各部品や材料が、時間の経緯とともに劣化し、この中には交換ができないものもあり、設計が古くなることによる構造的な欠陥が、深刻な事故を引き起こす原因となる。また、原子炉圧力容器が中性子をあびてもろくなる現象が生じる（中性子照射脆化）、圧力容器の材料である鉄が粘り気を失い、かたくなる、非常時には、緊急用の炉心冷却装置が作動し、高温の原子炉に冷たい水が大量に注入され、原子炉圧力容器の内側が急激に冷やされ、最悪の場合、原子炉圧力容器が破損する可能性がある等、指摘しています。

老朽化した原発のリスクが高いことは明らかです。原発の運転期間は原則40年、延長を認めるのは例外中の例外ということを堅持するべきです。

以上